

竹松墓地公苑の墓碑の設置基準及び注意事項

墓碑の設置基準

1. 既存の基礎面(コンクリート製の部分)は、切削・破損しないでください。
2. 墓碑の高さは、通路面から3m以下としてください。
3. 境界石の高さは、基礎面から30cm以下としてください。
4. 墓碑の基礎を墓所の境界石より高くできません。また、十分な基礎処理を施し、沈下又は傾倒しないようにしてください。
5. 墓所の境界石の上に墓碑等を設置できません。
6. 墓所に上屋類、塀類(玉垣)又は竹垣等を設置できません。
7. 墓所に植樹をしてはいけません。
8. 通路には、敷石や段石を設置できません。

注意事項 (平成19年8月28日改訂)

- 1 工事着工1週間前までに、環境課(市役所4階)へ墓地工事施工届を提出してください。
- 2 ミニクレーン及び動力式台車を墓地区域内への乗り入れる場合は、必ず、コンパネで養生し、走行跡が残らないようにしてください。なお、トラック及びミニショベルの乗り入れは禁止します。
- 3 駐車中のトラック等には、元請業者名をわかりやすい場所に表示してください。
- 4 施工の都合上、隣接区画や通路等に影響を及ぼした場合は、施工後直ちに原状に回復してください。
- 5 工作物、樹木、その他墓地公苑内の施設を損傷し、又は、汚損するおそれのある行為をしないでください。
- 6 施工の都合上、不要となった区画内の碎石・土砂は持ち帰ってください。
- 7 梱包材・緩衝材、型枠、弁当のトレイ、タバコの吸殻等、施工中に発生したごみは持ち帰ってください。
- 8 セメント、モルタル、ペンキ等を水汲み場や水路、植栽帯等に流さないでください。
- 9 環境美化の保持を妨げる行為をしないでください。
- 10 駐車場からの出入口を車でふさぐなど、他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- 11 たき火その他火災を生じるおそれのある行為をしないでください。
- 12 はり紙又は広告類を表示しないでください。
- 13 その他、墓地の使用又は管理に支障を及ぼす行為をしないでください。
- 14 施工後、墓地の設置基準を満たさないことが判明した場合、市の指導のとおり速やかに改修してください。

※ 墓碑の設置基準及び注意事項の違反が判明した場合、当該業者に係る以降の墓地工事施工届を受理しないことがあります。